

2025 年 9 月号

(2025 年 9 月 19 日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

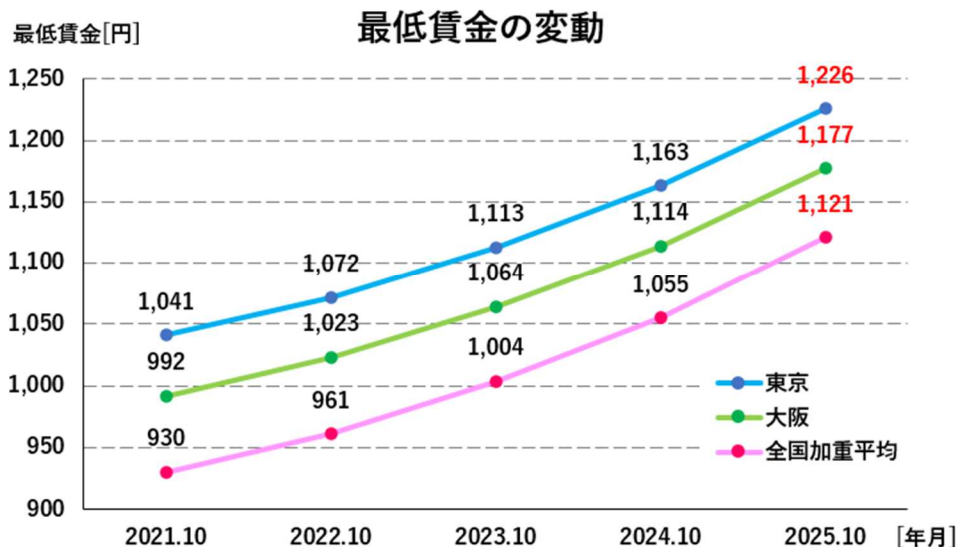
2025 年度 最低賃金改定

中央最低賃金審査会が各都道府県の最低賃金引上げ目安額を 62 円～64 円としましたが、これを大幅に超えて 70 円以上引き上げた都道府県が 20 程度ありました。今回引き上げておかないと、本文のとおり、今後の引き上げ額が大きくなり過ぎてしまう懸念が要因の一つとして考えられます。さて、今回は最低賃金を紹介していきたいと思います。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆2025 年度 最低賃金改定

2025 年 10 月から順次最低賃金が改定され、**東京都 1,226 円、大阪府 1,177 円、京都府 1,122 円、愛知県 1,140 円、熊本県 1,034 円、福岡県 1,057 円、兵庫県 1,116 円**、等になります。全国加重平均は **1,121 円**になります。厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001557915.pdf>>



政府は 2020 年代に最低賃金の**全国加重平均を 1,500 円**にする目標を掲げております。単純に考えれば、今後 **4 年間で 380 円（年平均 95 円）程度引上がる**ことになります。これは今回の引上げ目安額 62 円～64 円に対して 1.5 倍程度の大きな金額差になります。人件費の急増とこれを捻出するための価格転嫁による消費者の購買力の減少、事業の縮小や雇用調整、企業内の賃金格差の縮小による賃金体系の見直し、社会保険料の負担など、内在していた問題が一気に表面化する恐れがありますので、最低賃金の動向に注視いただければと思います。

◆社会保険定時決定による社会保険料の変更

社会保険の定時決定(4,5,6 月に支払われた報酬を算定基礎届により届出し、標準報酬月額を決定し直す)により、9 月分の社会保険料が変更になる方がいると思います。定時決定は年 1 回の手続きであることに加え、算定基礎届の提出は 7 月、社会保険料の変更はこの時期で、時期がずれているということもあって、社会保険料の変更が漏れるケースがたまに見られます。社会保険料は原則、次の定時決定までの 1 年間変わらないため、変更漏れがあると 1 年分の社会保険料や、従業員の給与が正しくなくなってしまいます。弊社に定時決定手続きをご依頼頂いた皆様につきましては、保険料通知をお送りしておりますので、ご確認頂ければと思います。